

ボランティア講師による自主講座実施要項

1 趣旨

県民が自らの資格・特技や生涯学習の成果を生かす場を提供するとともに、生涯学習の推進を図るため、青森県総合社会教育センターの施設を利用して、ボランティア講師による自主講座を開催する。

2 事業内容

- (1) 生涯学習の様々な分野に関する講座を指導するボランティア講師を募集する。
- (2) ボランティア講師は、「ボランティア講師による自主講座開催マニュアル」（別紙1）に基づき、講座を開催する。
- (3) ボランティア講師は、「ボランティア講師登録票」（別紙2）を提出し、事務局は一覧を作成、管理する。

3 経費等

- (1) ボランティア講師に対し、謝金・旅費等は支給しない。
- (2) 自主講座の受講料は無料とする。ただし、資料や材料等に係る経費（実費）は受講者負担とする。

4 その他

より多様なボランティア講師の活動を支援するため、同一講師かつ同一内容の講座の開催については、初回の講座開催年度から起算して2か年度までとする。

附則

本要項は、令和5年4月1日より施行する。